

群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例

令和2年2月10日

条例第2号

改正 令和3年2月12日条例第3号

令和4年2月9日条例第2号

令和5年2月8日条例第5号

令和6年2月13日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 給与とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあつては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当をいい、同項第1号に掲げる会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあつては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。

2 給与は、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

(令6条例2・一部改正)

(給料表)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料表は、別表第1に掲げるとおりとする。

(フルタイム会計年度任用職員となった者の職務の級)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その職務の内容は、別表第2に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員となった者の号給)

第5条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(給料の支給)

第6条 給料は、月の初日から末日までの期間につき給料月額的全額を支給する。

2 給料の支給日は、規則で定める。

3 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

4 会計年度任用職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

5 会計年度任用職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

6 第3項又は第4項の規定により給料を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和2年広域連合条例第1号。以下「広域連合勤務時間条例」という。）第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給与の減額)

第7条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）（広域連合勤務時間条例第13条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（広域連合勤務時間条例第13条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じて得たその額を、1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから祝日法による休日及び年末年始の休日（これらの日のうち、広域連合勤務時間条例第4条第1項に規定する週休日と重なる日を除く。第16条第1号において同じ。）の日数に広域連合勤務時間条例第4条第2項に規定する1日当たりの勤務時間を乗じて得たものを減じたもので除して得た額（以下「勤務1時間当たりの給与額」という。）を減額して給与を支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の端数計算)

第8条 勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当等)

第9条 フルタイム会計年度任用職員の地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給については、群馬県職員の給与に関する条例（昭和26年群馬県条例第55号。以下「県給与条例」という。）に定める群馬県職員の例による。

2 フルタイム会計年度任用職員の退職手当の支給については、群馬県職員退職手当に関する条例（昭和28年群馬県条例第51号）に定める群馬県職員の例による。

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第10条 期末手当は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として規則で定める職員を含む。）であって、6月1日及び12月1日（以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1） 6箇月 100分の100

（2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80

（3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60

（4） 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 期末手当の不支給及び一時差止めについては、県給与条例第20条の2及び第20条の3の規定を準用する。

5 前各項に規定するもののほか、期末手当の支給等に関し必要な事項は、規則で定める。

（令3条例3・令4条例2・令6条例2・一部改正）

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第10条の2 勤勉手当は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として規則で定める職員を含む。）であって、基準日にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（規則で定める職員を除く。）に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間に

おける勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項のフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において、フルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 前条第4項の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。
- 5 前各項に規定するもののほか、勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、規則で定める。

（令6条例2・追加）

（報酬）

第11条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、月額、日額又は時間額で定めるものとする。

- 2 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の月額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を広域連合勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。
- 3 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の日額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の時間額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。
- 5 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に定めるパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間が広域連合勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額に、県給与条例第12条の2第2項及び第3項に掲げる級地の区分等に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を加えた額とする。

（報酬の支給）

第12条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

2 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員に対しては、フルタイム会計年度任用職員の例により報酬を支給する。

3 日額又は時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

(報酬の減額)

第13条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第16条第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。

2 日額又は時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第16条第2号又は第3号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務手当等に係る報酬)

第14条 パートタイム会計年度任用職員に対しては、フルタイム会計年度任用職員の例により休日勤務手当に相当する報酬及び夜間勤務手当に相当する報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第15条 パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬の支給については、県給与条例第14条の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「パートタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(令6条例2・一部改正)

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第16条 前2条に規定する報酬を支給する場合における勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 第11条第2項に規定する報酬に12を乗じて得た額を、1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから祝日法による休日及び年末年始の休日の日数に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を乗じて得たものを減じたもので除して得た額

(2) 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 第11条第3項の規定により計算して得た報酬の額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 第11条第4項の規定により計算して得た報酬の額

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務手当等に相当する報酬の端数計算)

第17条 第14条の規定により勤務1時間につき支給する休日勤務手当に相当する報酬及び夜間勤務手当に相当する報酬並びに第15条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当に相当する報酬並びに前条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第18条 第10条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（第14条及び第15条に規定する報酬の額の合計額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第18条の2 第10条の2の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（第14条及び第15条に規定する報酬の額の合計額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

(令6条例2・追加)

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第19条 パートタイム会計年度任用職員が県給与条例第12条の6第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額、支給日、返納その他の通勤に係る費用弁償については、県給与条例第12条の6第2項から第5項までの規定を準用する。この場合において、同条第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、「勤務時間条例第3条第1項本文」とあるのは「広域連合勤務時間条例第4条第1項本文」と読み替えるものとする。

(令6条例2・一部改正)

(パートタイム会計年度任用職員に対する公務のための旅行に係る費用弁償)

第20条 パートタイム会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

2 公務のための旅行に係る費用弁償については、群馬県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年広域連合条例第16号）の例による。

(休職者の給与)

第21条 会計年度任用職員が法第28条又は群馬県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成19年広域連合条例第7号）第2条及び第3条の規定に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これにいかなる給与も支給しない。

(広域連合長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与及び費用弁償)

第22条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性その他特別の事情を考慮し広域連合長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与及び費用弁償については、その職務の特殊性等を考慮し、別に任命権者が定める。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(群馬県後期高齢者医療広域連合臨時的任用職員又は非常勤嘱託員の給与に関する条例の一部改正)

2 群馬県後期高齢者医療広域連合臨時的任用職員又は非常勤嘱託員の給与に関する条例（平成21年広域連合条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名中「又は非常勤嘱託員」を削る。

第1条及び第2条（見出しを含む。）中「又は非常勤嘱託員」を削る。

附 則（令和3年2月12日条例第3号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月9日条例第2号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 8 日条例第 5 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 2 月 13 日条例第 2 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条及び第 19 条第 2 項の改正規定並びに附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（群馬県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 2 群馬県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成 19 年広域連合条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

- 3 群馬県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

別表第1 給料表（第3条関係）

（令6条例2・全部改正）

| 職務の級 | 1級 |
|------|---------|
| 号給 | 給料月額 |
| | 円 |
| 1 | 162,100 |
| 2 | 163,200 |
| 3 | 164,400 |
| 4 | 165,500 |
| 5 | 166,600 |
| 6 | 167,700 |
| 7 | 168,800 |
| 8 | 169,900 |
| 9 | 170,900 |
| 10 | 172,300 |
| 11 | 173,600 |
| 12 | 174,900 |
| 13 | 176,100 |
| 14 | 177,600 |
| 15 | 179,100 |
| 16 | 180,700 |
| 17 | 181,800 |
| 18 | 183,200 |
| 19 | 184,600 |
| 20 | 186,000 |
| 21 | 187,300 |
| 22 | 189,600 |
| 23 | 191,800 |
| 24 | 194,000 |
| 25 | 196,200 |
| 26 | 197,900 |
| 27 | 199,400 |
| 28 | 200,900 |
| 29 | 202,400 |

| | |
|----|---------|
| 30 | 203,800 |
| 31 | 205,200 |
| 32 | 206,600 |
| 33 | 208,000 |
| 34 | 209,300 |
| 35 | 210,600 |
| 36 | 211,900 |
| 37 | 213,200 |
| 38 | 214,400 |
| 39 | 215,600 |
| 40 | 216,700 |
| 41 | 217,800 |
| 42 | 218,900 |
| 43 | 219,900 |
| 44 | 220,900 |
| 45 | 221,800 |
| 46 | 222,700 |
| 47 | 223,600 |
| 48 | 224,500 |
| 49 | 225,400 |
| 50 | 226,300 |
| 51 | 227,200 |
| 52 | 228,100 |
| 53 | 228,900 |
| 54 | 229,800 |
| 55 | 230,700 |
| 56 | 231,500 |
| 57 | 231,800 |
| 58 | 232,600 |
| 59 | 233,300 |
| 60 | 233,900 |
| 61 | 234,500 |
| 62 | 235,200 |
| 63 | 235,800 |

| | |
|----|---------|
| 64 | 236,300 |
| 65 | 236,800 |
| 66 | 237,300 |
| 67 | 237,800 |
| 68 | 238,400 |
| 69 | 238,900 |
| 70 | 239,400 |
| 71 | 239,900 |
| 72 | 240,400 |
| 73 | 240,900 |
| 74 | 241,400 |
| 75 | 241,800 |
| 76 | 242,300 |
| 77 | 242,800 |
| 78 | 243,300 |
| 79 | 243,800 |
| 80 | 244,300 |
| 81 | 244,700 |
| 82 | 245,200 |
| 83 | 245,600 |
| 84 | 246,000 |
| 85 | 246,400 |
| 86 | 246,800 |
| 87 | 247,200 |
| 88 | 247,600 |
| 89 | 248,000 |
| 90 | 248,500 |
| 91 | 248,800 |
| 92 | 249,100 |
| 93 | 249,400 |

別表第2 等級別基準職務表（第4条関係）

| 職務の級 | 標準的な職務 |
|------|------------------|
| 1 | 定型的又は補助的な業務を行う職務 |